

登園届

年 月 日

厚生労働省のガイドラインに準じて、下記の登園基準をご確認いただき、診断を受けてください。この用紙は、受診して確認いただいた診断名を保護者の方が記入され、登園時ご持参ください。尚、登園の目安は、お子様の全身状態が良好であることが基準となります。

〈主な感染症の登園基準〉

病名	登園基準
インフルエンザ (インフルエンザ様症状を含む)	発症を0日と数えて最低5日間、かつ解熱後を0日と数えて3日を経過するまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過してから
感染性胃腸炎(流行性下痢症) ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノ等)	下痢症状が治まり普通便になる・かつ嘔吐症状がなくなり普通の食事ができる。医師が許可してから
ウイルス性肝炎	症状が改善し医師が登園可能と判断してから
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響なく食事がとれ、手足の水疱がなくなってから <u>※水遊び実施期間中は、「水遊び許可書」の提出が必要</u>
りんご病(伝染性紅斑)	症状が改善し元気があれば登園可能
ヘルパンギーナ(夏風邪症候群)	発熱・口腔内の症状が影響なく普通の食事が摂れること
マイコプラズマ肺炎	発熱・激しい咳が治まり医師が登園可能と判断してから
RSウイルス感染症	呼吸器症状がなく、全身状態が良く医師が登園可能と判断してから
带状疱疹	全ての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹	解熱し機嫌が良く、全身状態が良好であること
水いぼ(伝染性軟属腫)	掻きこわし傷から滲出液が出ている時は完全にガーゼで覆う事 <u>※水遊び実施期間中は、「水遊び許可書」の提出が必要</u>
とびひ(伝染性膿痂疹)	皮疹が乾燥してから。湿潤部位は完全にガーゼで覆う事 <u>※水遊び実施期間中は、「水遊び許可書」の提出が必要</u>
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること <u>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること</u>

- 東大井かがやき保育園 施設長殿
- 鮫洲かがやき保育園 施設長殿

_____組 園児 _____ は 年 月 日

医療機関「_____」で、以下のように診断されました。

感染症：該当する病気に○を付けてください。

- 1. インフルエンザ
- 2. 溶連菌感染症
- 3. 感染性・ウイルス性胃腸炎
- 4. ウイルス性肝炎
- 5. 手足口病
- 6. りんご病
- 7. ヘルパンギーナ
- 8. マイコプラズマ肺炎
- 9. RSウイルス感染症
- 10. 带状疱疹
- 11. 突発性発疹
- 12. 水いぼ
- 13. とびひ
- 14. その他(_____)

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されました。 年 月 日より登園いたします。

年 月 日 保護者 _____ (印)